

第148回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 課長代理 (漁業調整担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 課長代理 (漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 愛 宕 克 哉 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 山 本 敬 介 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 中 野 卓 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
| 〃 八丈分室 | 主 事 | 雲 見 昂 平 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 9番 馬 場 治 10番 浜 川 祝 男
- 8 報告事項
- (1) 第58回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
- (2) 漁業法第16条に基づく知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ(大型魚))について(報告)
- 9 議 案
- (1) 漁業法第16条に基づく知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ(小型魚))について(知事諮問)

- (2) 漁業法第16条に基づく知事管理漁獲可能量の設定（まさば及びごまさば）について（知事諮問）
- (3) 令和4年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）
- (4) 令和4年における建て切り網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）
- (5) 令和4年における固定式刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）
- (6) 令和4年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）
- (7) 八丈島近海漁場の浮魚礁設置事業実施計画について（承認）
- (8) 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について

10 その他

11 議事事項

（午後1時55分 開会）

事務局長	<p>これから会議を始めたいと思います。</p> <p>出席状況の確認。現在欠員1名（2番委員）の14名の内、本日は全員出席（9番馬場委員はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。昨日の資源管理型漁業推進協議会、そして、今日午前中の海面利用小委員会、続けてご出席の方、多数いらっしゃいますけれども本日148回、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事次第で報告事項2件、議案8件と多くなっておりますので、早速進めたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名人ですけれども、順番で9番の馬場委員、10番の浜川委員、よろしくお願いいたします。</p>
9番委員・10番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>では、早速報告事項です。事務局長、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、全漁調連通常総会の結果について報告します。総会自体は書面決議ということでした。主要なところだけ、手短かに説明いたしたいと思います。</p> <p>まず、2年間、書面開催ということから、繰越剰余金が大幅に増えてしまったため、今年度の会費は全海区免除するということになってございます。</p> <p>例年行っております中央要望活動ですが、現在、7月に実施する予定になってございます。</p> <p>最後に、今年度宮城海区での開催予定でしたが、来年度は全漁調連の開催のた</p>

	<p>め、東京会場ということでございます。多くの会議が書面決議ということになってございます。昨年の7月21日中央要望活動も、郵送による要望活動となり、文書回答を得たということでございます。</p> <p>今年度の東日本ブロック会議は、神奈川海区が予定ということで、今のところ、通常どおりの開催予定になってございます。</p> <p>それから、要望活動対策ですが、今回新たに加わった要望項目のみご紹介申し上げます。</p> <p>まず、海区漁業調整委員の資質の向上、次に水産業の成長対策の具体化、そして遊漁者の資源利用の実態把握、最後が遊漁者の資源管理施策への協力となってございます。</p> <p>海区漁業調整委員の関係につきましては、漁業調整、資源管理等の広範な事案について審議を求めするため、専門的、技術的な知識が必要となることもあるため、研修等の機会を設けてほしいということになってございます。</p> <p>続いて、成長対策の具体化につきましては、今後漁獲量の規制等があった場合に、操業機会の減少だけではなく、新規参入、特に若手漁業者の確保等についてかなり影響を与えることと、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化してほしいということになってございます。</p> <p>それから、遊漁者関係が二つでございます。まず1番目は、国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対し、実績報告の義務化等による利用の実態を把握し、的確に遊漁者の管理をすることとなってございます。2つ目、資源管理の関係については、漁業者に対する操業規制を行う場合、その公平性を担保する観点からも、遊漁者に対する組織化を進め、資源管理に関する協議や周知が可能な体制を整えることとなっています。その他には、従前どおりの継続となっていますので、よろしく申し上げます。</p> <p>全漁調連の総会の報告については以上でございます。ご不明な点等は、次回あるいは直接事務局までお問合せ願います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。昨年に続きまして。ブロック会議も全国会議も書面開催ということでした。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。ないようですので、続いて報告事項、お願いします。</p>
事務局長	<p>次の報告事項は、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の変更になってございます。ご覧のとおり議案の（1）で、くろまぐろの小型魚の漁獲可能量の変更の知事の諮問がございまして。関連ございまして、この議事的时候に、まず大型魚の報告、小型魚の諮問の審議に入るといってございまして。また、遊漁者のくろまぐろの採捕制限、これをその後に説明をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>了解いたしました。くろまぐろ関連の議案に合わせて、報告事項も行う。その他で何か事務局長からありますでしょうか。</p>
事務局長	<p>特にございませぬ。</p>
会長	<p>それでは次第に戻りまして、議案が全部で8件です。非常に多くなっておりま</p>

	<p>すので、説明は要点を中心に円滑に進めてください。</p> <p>議案（１）、くろまぐろ（小型魚）についての漁獲可能量の変更について、先ほどの大型魚の報告から併せてお願いいたします。</p>
水産課	【報告１】に基づき説明
事務局長	【資料１】の諮問文朗読。
水産課	【資料１】の諮問文以降、説明。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最初に報告事項の大型魚のご説明がありました。そして、議案の小型魚について説明を頂きました。これらの内容については、昨日の資源管理推進協議会です承済みとなっております。</p> <p>ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。</p>
3番委員	<p>ちょっといいですか。遊漁者の採捕量の制限について、時期を区切って10トンずつと説明がありました。その期間で余った分は、次の期間に繰り越しされるのか、あるいは最後の翌年1月から3月の時期に繰り越しという理解でよろしいですか。</p>
水産課	<p>はい。最終的に12月までの40トンの枠で余れば、その次の採捕期間、1月から3月分に繰り越されることとなります。</p>
3番委員	7月から8月分は10トンの枠だということですね。
会長	他にいかがでしょうか。
4番委員	<p>昨日、言えばよかったのだけれども、改めて見ると、遊漁が全部で40トン採捕できるわけだね。我々東京都の漁業者は、合わせても今は37トンなのに、遊漁船の数は全国だから違うとしても、余りにも多いのではないの。どうなの。</p>
水産課	<p>各県の漁業者の枠に比べると、40トンという数字は多いなと感じるところもあるのかと思います。こちらは、今後、国が採捕報告を集めながら、これから適切な数量設定になっていくのではないかと聞いております。</p> <p>いずれにしても、こちらは水産庁の設定している部分ですので、昨日もお話ししましたが、ご意見やご要望は随時水産庁に伝えていきたいと思っております。</p>
4番委員	<p>もう1点なのだけれど、必ず釣ったら報告しているのかどうなのかを、ちゃんと確認できるかな。</p>
水産課	それは水産庁のほうに確認してみたいと思います。
4番委員	<p>無理じゃないかと思う。俺ら、漁業者みたいにちゃんとやってもらわないと、言い方悪いけどあくまでも遊びだから、それで商売しているわけじゃないでしょう、商売している人がいるのに疑問だよ。</p>

水産課	これはあくまで遊漁の話です。
4番委員	ちゃんと報告するということと、余りにも40トンは多いのではないかと、ちょっと確認をお願いします。
水産課	分かりました。
会長	他にいかがでしょうか。
11番委員	この遊漁の指示はお願いベースなのですか。
水産課	違います。広域漁業調整委員会の指示ということでありますので、違反した場合には、まずは指導から入っていきます。一般的に、こちらの委員会指示と同様に裏付け命令を行い、悪質な場合には罰則適用という順番でございます。
4番委員	国の漁業法違反の場合、罰金と懲役なんかじゃないの。
水産課	これは広域漁業調整委員会の指示なので。
10番委員	説明では、今年の6月から12月までということでしたよね。令和5年の1月から5月の期間というのはどういう形になっていますか。
水産課	先ほどの説明ですけれども、それぞれの期間で余った数量は、来年の1月から3月について取っていいという形になると思われまして。
10番委員	12月までに取りつくせば、来年の1月から5月まではもう取れない。
水産課	そうですね。それぞれの区分の中で10トンを取りきってしまっていて、どの期間も10トンを取りきってしまうと、もう最後まで取れない形になります。
会長	いかがでしょうか。原案どおりで異議はないでしょうか。特にご発言はございませんので決定して先に進めます。 続きまして、議案(2)です。まさば及びごまさばの漁獲可能量の設定について、事務局長のほうから、お願いします。
事務局長	【資料2】の諮問文朗読。
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。
会長	ありがとうございました。現行水準という管理手法によって設定していくということですが、ご質問、ご意見いかがでしょうか。これにつきましても、昨日の資源管理型漁業推進用議会で協議して決まっていたところです。 ご意見、ご質問ないようでしたら原案どおり決定いたします。どうもありがとうございました。
事務局長	次に議案(3)で、底立てはえ縄漁業についてです。事務局、お願いします。 【資料3】の諮問文朗読。

水産課	<p>【資料3】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、次に、公正な方法でくじを行う。</p>
会長	<p>ありがとうございました。何かご意見ございますか。</p>
10番委員	<p>この底立てはえ縄漁業は、資源管理の中に入っているのですか。浜回りを水産庁がやっているけれども、底立てはえ縄も対象として考えているのですか。</p>
水産課	<p>まず、底立てはえ縄漁業の業態は、一都三県のキンメダイの管理体制の中に入っております。底立てはえ縄漁業自体が、TAC対象になるのだということについては、水産庁に今後きちんと確認してみたいと思います。貴重なご指摘ありがとうございます。</p>
10番委員	<p>資源管理の枠組みに入らなければ、我々だけに規制がかかって、底立てはえ縄は野放しというのでは、管理自体底抜けになってしまうので、是非入れるように、水産庁には進言していただく。</p>
会長	<p>広域調整委員会の中では、底刺し網については決めてきている。</p>
4番委員	<p>最近、キンメ船との話合い、コロナで多分やってないのだろうけれども、コロナが収まってきたら、また復活するつもりはありますか。</p>
水産課	<p>もちろん、これからは資源管理の強化も含め、課題が山ほどありますので、日程の調整をさせていただき、皆さんにはご足労いただくことになるのですが、やらせていただければと思っております。</p>
10番委員	<p>多分、漁具の制限というのはいないですね。</p>
4番委員	<p>あるよ。</p>
10番委員	<p>漁具の制限は、釣数ならば何本までとか。</p>
事務局長	<p>それはないですけども、縄の長さは制限があります。あとは禁止区域とかも当然あります。</p>
10番委員	<p>我々は1人道具は2本まで、針は50本までと制限があるわけだから。やっぱり同じように資源管理の中に入れないと。我々も釣数制限もある、漁具管理とか針数というのは、やっぱり制限かけておいたほうがいいのではないですか。</p>
4番委員	<p>4,800メートルだけれども、やり方は釣り船によって違う。いますぐというわけにはいかないのだけど、今言っている神津島さんの船とか、資源管理のことも含めてやっているのに、いつから4,800メートルに決まったのか知らないけれども、例えば3,000メートルにするとか、考えてあげたほうがいいのではないの。</p>
水産課	<p>今、皆さんは、キンメダイについて、「TACになるかならないか」という話</p>

	<p>の以前に、資源管理について取組みをしている状況があります。それを踏まえて、やはりこの制限条件についても、禁止区域、縄の長さ、今後業界に対して指導していきたいと思います。</p>
1 番委員	<p>東京都が見直しをするということなの。東京都が決めた。</p>
水産課	<p>過去の経緯を見ると、協議をした上で定めている部分もありますので、当然そういった歴史的なものは踏まえながら、この資源管理の重要性を鑑み、きちっと指導をしていきたいと思っております。</p>
1 番委員	<p>あのときは何も注文せずに、好きなように書かせたの。だから、今もキンメ船は全部好きなことをやっているの。</p>
10番委員	<p>今、TACが検討され始めている。いい機会なので、底立てはえ縄のほうにも、何かもう少し踏み込んだ資源管理をやってもらおうよう、水産課のほうでも取組みを考えてもらえれば。</p>
会長	<p>そうですね。キンメはやっぱりホットな話題になってきています。TACに進む、進まないと別に、漁具の制限についても、もう少し進めて下さい。キンメの協会というのがあるでしょうから。</p>
4 番委員	<p>一都三県の協議会の中にも多分入っていて、話ししているよね。</p>
水産課	<p>最近、許可もかなり少なくなっていますし。水揚げ自体が経営的にやっていたような船も大分少なくなっている状況です。</p>
会長	<p>いろいろ検討すべきことも多いということで、やり残してしまいますけれども、ここでは原案どおり決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>議案（4）です。建て切り網漁業について、事務局長からお願いします。</p>
事務局長	<p>【資料4】の諮問文朗読。</p>
水産課	<p>【資料4】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。</p> <p>ご異議ありませんか。特にご意見ありませんので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>次に議案（5）で、固定式刺し網漁業について、事務局長からお願いします。</p>
事務局長	<p>【資料5】の諮問文朗読。</p>
水産課	<p>【資料5】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁</p>

	業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	ありがとうございました。何かご意見、ご質問いかがでしょうか。こここのところ、漁獲自体がないようですが、どのような操業ですか。
事務局長	新島地区の固定刺し網ですので、式根の漁業者ではありませんか。
5番委員	今はほぼ行ってないようですね。地元の式根周りが中心かと。
10番委員	結局潮が早い。5年ぐらい前から、強い海流が続いているもので、なかなか固定式刺し網では操業しにくい状況になっています。他の漁場もそうなのですけれども、特に去年は、潮が通りやすい海域でもあるので、なかなか操業ができないというのが実態になっています。2日間の操業になっていますが、網を入れたが獲れなかったのではないかと思います。
会長	少し前は結構頑張っていましたよね。
事務局長	平成27年とか28年頃です。
10番委員	そうですね。やっぱり、強い潮は29年ぐらいから始まったのですよね。
会長	ご異議なければ原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 議案(6)に進み、まぐろはえ縄漁業について、事務局長、お願いします。
事務局長	【資料6】の諮問文朗読。
水産課	【資料6】の諮問文以降、説明。 許可の基準(許可枠を超えた申請があった場合の優先順位)は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	ありがとうございました。小笠原海域の許可になりますね。三重県が1隻減って、高知県で1隻増えるということです。
11番委員	小笠原の高瀬です。実際、個人的に知り合いがいたので、申し訳ないけれども、人物調べさせてもらいました。しっかりしていて、真面目だから大丈夫だということも聞いていますし、総枠の中では増えたわけじゃないから、これはしょうがないだろうと思います。ただ、何かちょっと違反とかがあれば、指導はお願いしたいと思います。
水産課	もちろんそうですね。今回のケースは、親子間承継の形ではありますが、承継と同時に、三重から高知に引っ越すということです。そのため、小笠原の漁協でも独自に調査をしているということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番委員	この申請者には、操業計画の中に、伊豆諸島周辺とならないように指導をお願いしたいのですが。
水産課	許可は小笠原の海域ですから、伊豆諸島で浮きはえ縄をやるということであれば、それは承認の対象になってきます。そのところはきちんと確認をして、指導をしたいと思います。
3番委員	先ほどの話では了解は取っているようですが、やはり、三重県は枠が減るわけですから、後々の問題を起こさないためにも、三重県からも何か文書を提出してもらった方がよろしいかと。
水産課	こういう場合、県庁の担当者とはしっかりと確認をしておりますので、そこは大丈夫かと思っています。
会長	他にいかがでしょうか。原案どおり決定でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。 諮問についてはこれで全て終わりました。次に議案（7）で、八丈島近海漁場の浮魚礁設置事業について、事務局長からお願いいたします。
事務局長	【資料7】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。八丈島の第1浮魚礁の更新ということですが。田中委員、Web参加の山下委員、何かご意見ございますか。特に問題なしということで決めてよろしいでしょうか。特にご発言もありませんので、決定します。どうもありがとうございました。 本日最後の議案です。議案（8）、小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について、事務局長、お願いします。
事務局長	【資料8】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。午前中に海面利用小委員会が開催されています。岩田委員からご報告をお願いいたします。
3番委員	午前、海面利用小委員会を開催し、ご意見をお聞きしたところです。全員から異論はないというご意見を承っておりますので、ご報告をさせていただきます。
会長	ありがとうございました。その他、意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。ございませんか。ないようですので、これも原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 本日予定しました議案8件が全て終わりました。その他で、何か委員からありましたら。はい、鈴木委員、お願いします。
5番委員	新島ですが、いか釣漁業の件です。島周りの海域に、千葉、神奈川、静岡と他県から多くの漁船が来て、地元の船から大分苦情が来ている状況です。承認を持っているようですが、余りに操業隻数が多過ぎて、来年の承認については少し考えていただきたいと思います。

	<p>また、指示には5トン未満は承認が要らないことになっていますが、最近の5トン未満船は、昔と違って大分性能がよくなって、今後そんな船まで入って来るようになると、隻数の制限をしても、効果がないような気がするのです。</p> <p>この間、下田の方で、アカイカをメインに、キンメの次の特産物にしようという動きまでやっている状況です。その辺も踏まえた対策をしないと、どんどん他県船の操業が増えて、地元船が全く操業できない脅威を感じています。</p> <p>現在は、新島や式根島あたりまでで止まっていますが、その次は、神津島や三宅島まで拡大する可能性も大きいと思います。何とか対策を取ってほしい。</p>
水産課	<p>この件は、6月に各島の漁業権調査を予定していて、その時に地元漁業者からお聞きし、実態把握をした上で、対処方法を考えようとしていたところでした。</p> <p>その調査自体が延びて7月になっておりますので、その際に、きちっと実態調査をさせていただき、必要な措置について考えていきたいと思っております。</p> <p>今のところ、私どもも十分に把握ができていないような状況で、まずは第一歩として始めていきたいと思っております。以上です。</p>
10番委員	<p>これは、以前に関さんから3トン未満船の操業承認というときに、何か意見があったと思います。もう、その頃から3トン船の能力が向上していることがあって、やっぱりこの委員会で制限を検討していかないといいと思います。この問題はトビウオに限らず、イカにも起きてきたということです。委員会の中で、今後3トン船の制限も検討していかないと、どんどんこの問題が大きくなっていくと思います。</p>
4番委員	<p>浮きはえ縄もそんな話になったよね。5トン以下は承認も何も要らなくて、その対策をどうするか。早めに考えて、イカ漁業でも何でも早くやらないと。</p>
10番委員	<p>今は3トン船といっても、本当に5トンと変わらないぐらいの大きさになっている。一体どういう測り方なのか分からないけれど、これが3トンかというぐらいの大きさになっている。それで、神奈川とかの方面からもどんどん来るような形になっているのですよね。相当な時化の海でも、去年あたり、浮きはえ縄の操業もやっていたのでね。その辺も問題提議ということで、検討したほうがいいのではないですか。</p>
1番委員	<p>その3トンぐらいの船に、航行区域の制限はないの。何海里まで出ていいとかがあろうでしょう。</p>
水産課	<p>そこについては、航行区域の確認から始めないといけなないかと思っています。</p>
1番委員	<p>航行区域があるわけでしょう。何マイルだったら、何もつけなくてもいいとか。</p>
4番委員	<p>でも、小型船舶の検査を受けなければ航行区域は出てこないよね。</p>
7番委員	<p>出てこないです。</p>
1番委員	<p>でも、小型船舶は取っているでしょう。</p>

4番委員	いや、取らなくてもいいんだって。
水産課	ただ、多くの船は定員を設けているので、5トン未満であっても小型船舶の検査を受けて、検査証書は持っていると思うのです。
7番委員	漁業であれば、遊漁でなければ全然問題ないでしょう。
水産課	最近漁船だけという船はかえって珍しいと思っています。そういったところは確認させていただいて、また、始めるとなれば、一都三県以上の範囲の対応になりますので、そういったところも現状把握していきたいと思っています。
10番委員	5トン未満もそうですけれども、承認を持っていても操業していない。この間のはえ縄と同じこともあるようなので、そのあたりも見直して指導していかないと、どんどん島周りに来る他県船が増えて、地元の漁業にいろいろな影響してくると思います。
会長	問題が大きくなる前に、こちら側からはっきりと方向性を出していかないとまずいですね。
10番委員	5トン未満の承認、操業していない承認枠ということも検討課題として、考えていってほしいと思います。
水産課	承認を受けても操業実態がない、いわゆる空枠に関しましては、その整理というのは実行している最中でございます。結論が出ましたら、順次報告させていただきたいと思っております。
会長	今後対応が必要ということと思います。 最後のその他で、事務局長からお願いします。
事務局長	はい。茨城県のトローリング大会開催について、NHKの放映等があったことです。外国人に対する遊漁の規制が一部緩和されるということです。 現在、外国人が観光で日本に来た場合、普通に遊漁船に乗って釣ったりするのは特に規制はないのですが、当然、トローリングをやるのは禁止になっております。例えば、東京海区で大会を承認したとしても、その大会には外国人は参加できないという形になっております。 茨城県が今回規則改正して、東京海区と同じような海区の承認制で大会に限って、遊漁者のひき縄ができるという形になっています。茨城県では外国の招待選手を呼んで、大会に色をつけたいという話もあり、規則を改正するということが今、進められているようです。 ただし、制限はあって、まず自分の船、例えばクルーザーを国外から持ってきて参加することはできないということです。それから、日本の船であっても、プレジャーボート、マイボートに乗った参加できないということです。具体的には、「日本の国籍を有する漁業者」、「漁業者の管理の下に」、「日本船舶によって行うもの」ということになっています。 つまり、漁業者で遊漁を兼業している船に乗って参加するのであれば、外国人

	<p>もオーケーという形の規則改正のパブリックコメントが出ております。</p> <p>また、「期間」と「場所（海域）」も国が告示をして、そこだけ解除する。</p> <p>午前の会議で、遊漁の専門委員に聞いたところ、今年は予定していないが、特に下田は国際大会の形であるため、将来的には可能性もあるような話もありました。もし、そのような動きがあるのであれば、事前に情報をお願いしています。国の手続き、クロマグロのときにもやはり時間がかかりましたので、外国人が参加者として大会に入っていいかということは、各地元漁協との同意のときに聞いてもらうようお願いしております。</p> <p>また、コロナの状況にもよりますが、八丈島で外国からの観光客が遊漁船に乗る、例えばそういうツアーを企画するといった場合、やはりこの規制にかかって、呼び込めないということもあります。その辺、漁業の部分と観光の部分で話がつけば、これを八丈地区で告示をすれば、外国人観光を呼ぶこともできるということです。八丈分室や八丈支庁との情報交換は、町の産業観光課等としてもらい、検討していただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>特になければ、次回開催予定について、事務局長からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次回の予定です。例年9月開催のあじ・さば漁業関係の会議が、漁業法改正で1か月ほどズレるため、8月4日午後2時から、こちら島しょセンターで開催をさせていただきたいと思います。議案は他に、かめ漁業、全漁調連の要望事項等。また、報告事項として、海区漁場計画素案となっています。</p> <p>例年同様、あじ・さば関係の千葉・東京連合海区は、この海区の開催後に、千葉海区から代表委員5名、こちらに参ります。代表委員の皆さま、よろしく願いしたいと思います。更に、翌日は静岡に移動して、一都三県連合海区委員会が開催予定ですので、会長、関委員、浜川委員につきましては、翌日もよろしく願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>8月4日の千葉・東京連合海区、翌日の静岡県で一都三県連合海区となっております。代表委員の皆様、ご足労おかけしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、これをもちまして、第148回東京海区漁業調整委員会を終了させていただきます。</p>

(午後3時48分、会長、第148回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)